

香川県報



第90号

平成18年

11月14日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

一

障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定

（障害福祉課）

二

道路の区域変更

（県道路課）

三

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（県民参画課）

四

地方税法の規定による特約業者の指定の取消

（税務課）

五

争議行為を行う旨の通知（二件）

（労働政策課）

六

土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

七

告示

香川県告示第六百六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日
香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
善通寺市上吉田町504番地
日本酪農協同株式会社香川工場 工場長 大平 昭文
- 事業場の所在地及び名称
善通寺市上吉田町504番地
日本酪農協同株式会社香川工場
- 特定施設に関する事項

種別	種類	力	項目	通常	最大
工	工事着手予定年月日	許可後	排出される汚水等の汚染状態	9~11	9~11
	工事完成予定年月日	工事着手後	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	160
等	使用開始予定年月日	完成後	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	65
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続7時間使用	浮遊物質量 (mg/ℓ)	70	90
能	力	12,000本/時	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	120
			りん含有量 (mg/ℓ)	15	30
			排出される汚水帯の量 (m ³ /日)	100	120

- 汚水帯の処理施設に関する事項
変更無し。

(5) 排水水の汚染状態及び量

区	第 1 排 水 口	分	通 常	最 大
排水水の汚染状態	項目	通 常	5.8~8.6	5.8~8.6
	水素イオン濃度			
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)		5	10
	窒素含有量 (mg/ℓ)		30	60
りん含有量 (mg/ℓ)		6	16	
排水水の量 (m ³ /日)		350	450	

他に、排水口が3箇所(雨水専用：2箇所)ある。

(備考)今回、老朽化のため既設特定施設を廃止し、新たに特定施設を設置する。また、洗浄方法の変更により一部特定施設を廃止する。今回の申請に伴い、排水水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年11月14日から同年12月5日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
 善通寺市市民部生活環境課

香川県吉原第六百六十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、自立支援医療(精神通院医療)を担当する医療機関を平成十八年十一月一日次のとおり指定した。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所 在 地
中央通り薬局	高松市香西本町一五 九
ドラッグフジサワ薬局	高松市田町四 一八
まりも調剤薬局	高松市東山崎町九 七
六条調剤薬局	高松市六条町一六六 サウスプラザ六条一階
ぞうざん薬局	丸亀市土器町東四 七三七
東部調剤薬局白鳥店	東かがわ市湊一八三一 六

香川県告示第六百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十一月十四日から同年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 津田引田線(百二十二号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
東かがわ市横内三九二番地先から 東かがわ市横内三九二番地先まで	前	一一・五 一五・〇	一九	道路維持修繕工事に伴う区域変更
	後	一二・五 一五・〇		

香川県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十一月十四日から同年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町長尾六〇二番九地先から 仲多度郡まんのう町長尾六一三番一地先まで	二二・〇 二二・八	八〇	平成十四年香川県告示第八百十八号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年十一月十四日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十九年一月四日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 申請のあった年月日

平成十八年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人福栄なごみの会

松下 和子

東かがわ市西山八五一番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や多くの人々に対して、ノーマライゼーションの理念のもとに福祉活動に関する事業を行い、すべての人にやさしく、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真鍋武紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
丸石株式会社	仁井 寛	丸亀市港町三〇七番地 七五	平成十八年十一月一日

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長矢野潤一から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年十一月一日通知があった。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 事件

平成十八年十月三十日付けで、香川県厚生農業協同組合連合会会長理事あてに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で提出した年末一時金の要求に関する件

二 日時

三 場所
 平成十八年十一月十五日午前零時以降本問題解決に至るまでの期間

一 香川県高松市屋島西町一八五七番地の一
 屋島総合病院の構内又は職場
 香川県綾歌郡綾川町滝宮四八六番地の一
 滝宮総合病院の構内又は職場

四 争議行為の概要
 右記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター労働組合委員長森川茂から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年十一月一日通知があった。
 平成十八年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

賃金・労働条件等に関する要求の完全獲得を目的とする本組合と、相手方であるかがわ総合リハビリテーションセンターに対する争議

二 日時

平成十八年十一月二十二日午前八時三十分以降、要求貫徹までの期間

三 場所

香川県高松市田村町一一一四番地
 かがわ総合リハビリテーションセンターの構内又は職場

四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的に、連続的、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための、一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入所中の重症患者のための必要がある場合は、保安要員若干名を

除く。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月三十日適当と決定した。
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月二十四日から同年十二月十四日まで縦覧に供する。
 平成十八年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)王子中池地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)王子奥池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)南谷新池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)西浦池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)三枚岩下池地区	"
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)西神内東地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)奥中谷地区	"
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)立手地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)山崎地区	"

"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）成合 支線地区	"
---	--------------------------------	---

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改
 良事業を行うことについて平成十八年十一月二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月二十四日から同年十二
 月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土 地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 梅ヶ井地区	高松市産業部土地 改良課
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大春 田地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）荒北 地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大谷 池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下世 中地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下川 原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出井 地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）龍満 北地区	"

"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）利兼 地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宍ヶ 谷地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東高 須地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡又 支線地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）末角 地区	"
香川町浅野土 地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）二 丁池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一宮 池地区	"
高松市糠山池 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）矢野 地区	"

平成十八年十一月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています